

令和8年7月24日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について（2）

関東地方整備局は、東洋テクノ株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課長 征矢（そや）（内線：6141）

課長補佐 杉本（すぎもと）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分対象業者

商 号：東洋テクノ株式会社
許可番号：国土交通大臣許可（特－6）第3148号
代 表 者：渡邊 芳春
所 在 地：東京都渋谷区

2 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（1） 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
- ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。

（2） 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3 処分理由

東洋テクノ株式会社が、注文者から一次下請けとして請け負った北海道山越郡長万部町における北海道新幹線、中ノ沢高架橋工事において、令和6年3月20日に労働者1名が死亡する事故が発生した。

この件について、労働者に貨物自動車に積載された鉄筋かごの荷卸し作業を行わせるに当たり、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順及び作業手順ごとの作業方法を決定し、作業を直接指揮すること等を行わせなければならないのに、これを定めることなく作業を行わせ、もって荷役業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、令和8年3月13日、八雲簡易裁判所から同社及び同社の社員1名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

以 上